No.28

1:2,500 IX-JD43-4

羽生市計画図 8

平成二十年三月作成

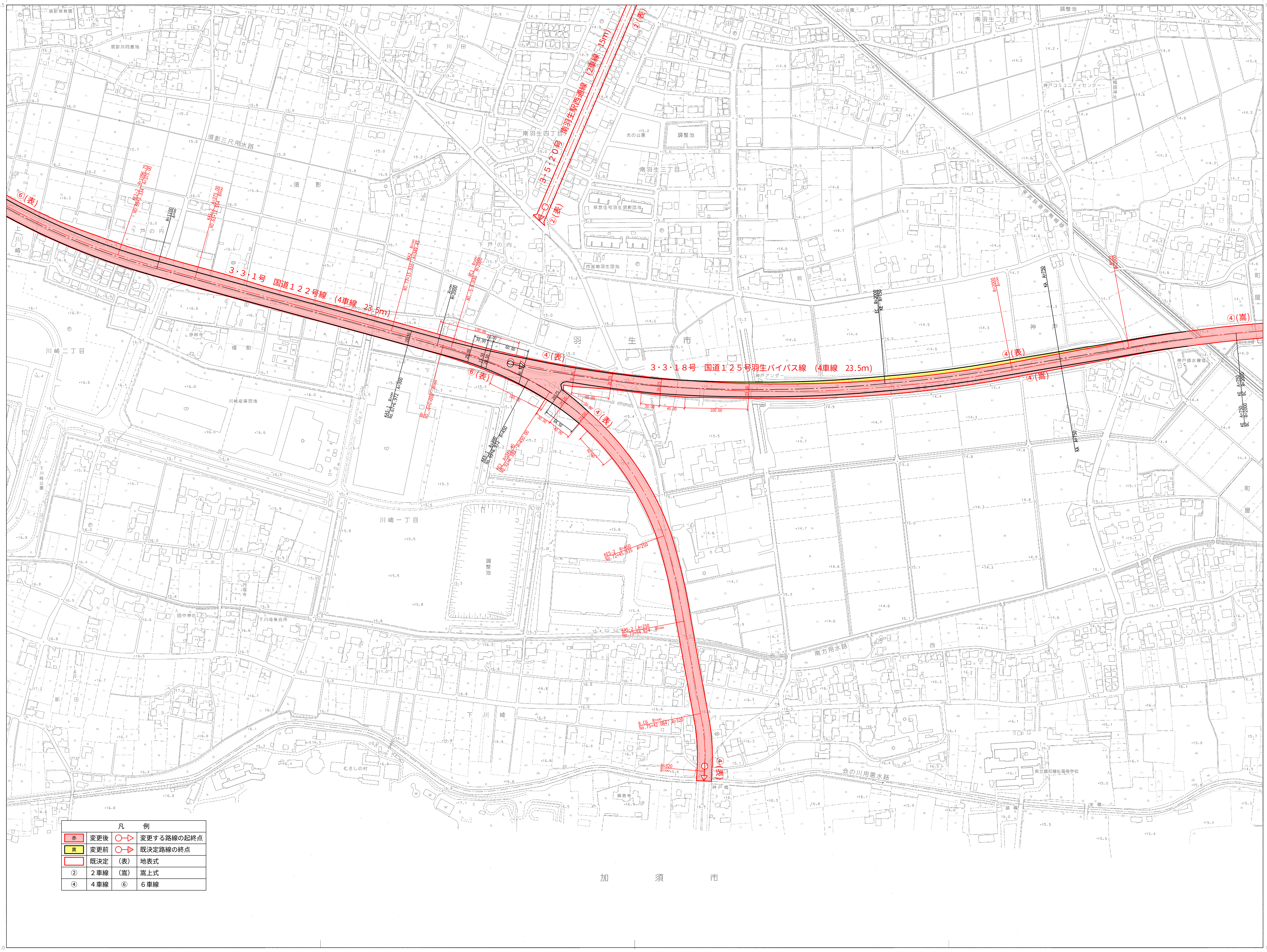
3・5・20号 南羽生駅西通線（2車線 15m）
②(表)
3・3・1号 国道１２２号線（4車線 23.5m）
⑥(表)
3・3・18号 国道１２５号羽生バイパス線（4車線 23.5m）
④(表)
④(嵩)
南羽生四丁目
南羽生三丁目
南羽生一丁目
光の公園
調整池
県営住宅羽生須影団地
市営南羽生団地
須影三尺用水路
下戸の内
八幡前
浄林寺
川崎二丁目
川崎一丁目
下川崎
羽生市
神戸アンダー
神戸コミュニティセンター
南方用水路
会の川用悪水路
加須市
30.00
40.00
100.00
23.50
26.75
EC R=2000 KE A=750
KA2 R=∞ A=349.45 NO.77+15.016
KA1-2 A=3 NO.61+11.554

凡	例		
赤	変更後	○—▷	変更する路線の起終点
黄	変更前	○—▶	既決定路線の終点
☐	既決定	(表)	地表式
②	2車線	(嵩)	嵩上式
④	4車線	⑥	6車線

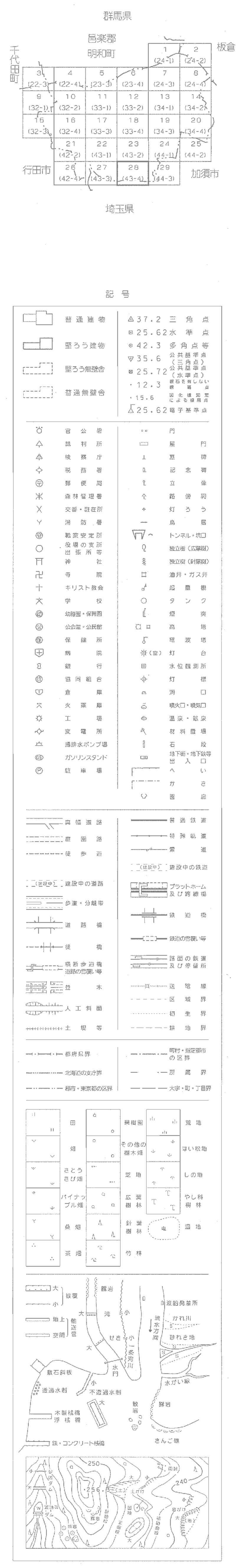
群馬県
行田市
埼玉県
加須市
板倉町
記号

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定による第Ⅸ座標系、
平面直角座標値は、世界測地系による
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０．５キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル

国際航業株式会社調製

平成２０年測量

（1）

（1）撮 影 平成１９年１０月
現 調 平成１９年１２月

1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号） 平１９ 関公 第２７０号 」

著作権所有兼発行者 羽 生 市
許可なく複製を禁ずる